

京公審答申第35号  
平成12年7月4日

京都府知事  
荒巻禎一様

京都府公文書公開審査会  
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成9年12月8日付け9商第1028号で諮問のあった事案について、  
次のとおり答申します。

## 第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に記載する部分を公開すべきである。  
実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 9 年 9 月 2 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 63 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）の同和担当経営指導員に係る部分を公開請求した。
  - (1) 平成 8 年度京都府小規模事業指導費補助金の配分内示について（第 1 次配分）
  - (2) 平成 8 年度京都府小規模事業指導費補助金に係る補助事業の変更交付承認及び支出について（第 1 回変更交付決定）
  - (3) 平成 8 年度京都府小規模事業指導費補助金最終変更交付決定について
  - (4) 平成 8 年度京都府小規模事業指導費補助金の額の確定について
- 2 平成 9 年 9 月 16 日、実施機関は、上記請求の趣旨を踏まえ、本件公文書のうち、同和担当経営指導員及び同補助員（以下「経営指導員等」という。）に係る部分を特定の上、別紙のとおり、部分公開決定を行い、同日異議申立人に通知した。
- 3 平成 9 年 11 月 14 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、部分公開決定処分（個人及び法人の印影を公開しないとする部分を除く。以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

## 第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書（追加意見書も含む。）及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

## 1 条例の非公開事由の解釈と本件処分に係る公文書の公開の必要性について

- (1) 条例は、憲法第21条に基づく表現の自由の派生原理として導かれる「知る権利」と同法第15条に基づく「参政権＝住民自治権」を府政において実質的又は具体的に保障すべく制定されたものであり、公文書公開請求権が、人権上及び民主主義原理上の重要な位置を占めていることにかんがみれば、条例の非公開事由は厳格に解釈されなければならない。

そして、その解釈は条例規定の文言のみではなく、条例全体との整合性と、憲法その他の法体系との整合性を考慮しながら判断しなければならない。

- (2) 本件申立ては、補助金で運営されている経営指導員等の業務が適正に行われているか否かのチェックを求めている府民の声に答えるために必要不可欠である情報の全面公開を求めるものである。

このような声に対して実施機関は、対象とされているすべての情報を府民に公開し、オープンな議論と府政の透明化を図るべきである。

## 2 条例第5条第1号に該当しないことについて

- (1) 実施機関は、経営指導員等の氏名、生年月日（年齢）、設置年月日並びに個人を特定し得る俸給、諸手当の額及び諸手当変更の理由の部分（以下「本件情報」という。）が条例第5条第1号に該当すると主張する。

しかし、本号の立法趣旨は、プライバシー権の保護にあるので、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」とは、当該個人の主観的意向を問題にするのではなく、当該情報が当該個人の私的領域に含まれると認められる情報だけを意味するものと解釈しなければならない。

本件の場合、問題となっている個人は、京都商工会議所及び京都商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の経営指導員等であり、その者が所属する団体は有力な経済団体として様々な公的活動を行っており公共的性格が強い。

また、その者らの担当業務は、本来なら府等の行政機関が直接行ってしかるべき性格のものであるところ、業務内容の専門性にかんがみて経済団体に行わせ補助金を支給するという方式が採用されたものである。

したがって、本件情報は、極めて公的性格の強い団体の、公的性格の強い業務に係る情報であり、到底私的領域に含まれる情報であるとはいえない。

なお、実施機関は、当該民間団体の私的な領域に含まれる情報であるとも主張するが、団体のプライバシーを問題にするかのごとき

主張は、本号の非公開理由としては不適切である。

- (2) また、実施機関は、同和地区や同和地区住民に対する偏見や差別意識が残っており、差別事象も発生している状況から、本件情報を明らかにすれば、差別や偏見の対象となるおそれがあると主張する。

しかし、経営指導員等であることから、「同和地区の諸事情に精通」していることは当然であり、なぜ、そのことが差別事象を生むことになるのか両者の関係が理解できない。

また、経営指導員等は「地区と一体」となって業務を行っているとのことであるが、「地区」という言葉が何を意味するのか必要な説明がなされておらず、仮にそうだとすると、なぜ差別事象に結びつくのかの説明もされていない。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書（追加主張を含む。）及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

実施機関は、商工会及び商工会議所等が小規模事業者の経営若しくは技術の改善発達、地域の活性化のために行う経営改善普及事業及び商工会指導事業に要する経費に対し、京都府小規模事業指導費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付しており、本件公文書は、平成8年度における当該事業に関する公文書である。

なお、異議申立人の請求の趣旨を踏まえ、本件公文書のうち、平成8年度において、商工会議所等が経営指導員等を設置して行う同和対策対象地域の小規模事業者に対する経営改善普及事業に係る部分（以下「請求対象情報」という。）を請求の対象と特定した。

### 2 設置団体の性格について

京都商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第14号）第2条の規定により、また、京都府商工会連合会は、商工会法（昭和35年法律第89号）第55条の3の規定により法人とされ、公的性格の強い団体である。

しかし、それぞれ、会員である府内の商工業者あるいは商工会により自主的に設立されている民間団体であり、その性格は私法人である。

補助金は、民間団体である商工会議所等が実施する事業が、商工業の振興発展に寄与するということで支出しているものであり、本件情報は当該民間団体における、私的な領域に含まれる情報である。

### 3 条例第5条第1号に該当することについて

- (1) 異議申立人は、公的性格の強い団体の公的性格の強い業務を行う個人に関する情報は、その者がたとえ私人であっても、情報を開示すべきとしているが、本件情報が個人のプライバシーに該当するかどうかの判断は、当該個人が従事する事務が補助金の交付を受けているかどうかにより左右されるものではなく、通常他人に知られたいと望むことが社会通念上正当と認められるかどうかで判断すべきである。

したがって、本件情報は、個人が特定され得る個人に関する情報であって、経営指導員等であるという事柄は、当該個人の職業等の社会活動に関する情報であり、また、個人の俸給、諸手当及び諸手当変更の理由は、当該個人の所得や当該個人の生活に密接に関連する情報であり、これらは通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

- (2) 経営指導員等は、その資格要件について、本人の同和問題に対する理解、対象地域の経営指導に対する熱意等を第一に考慮し、対象地域の小規模事業者の信頼を受け得る人材を選任することが必要とされ、また、その従事する業務についても、同和地区の商工業者の多くが零細業者であるがゆえに、民生対策的相談への対応も含めて、同和地区における地域企業の振興・発展と経営安定を図るための経営改善普及事業が行われてきたところである。

このように、経営指導員等は、同和地区の諸事情に精通し、地区と一体となって業務を行っている。

その一方で、本府が実施した平成5年度同和地区実態把握調査の結果をみると、依然として、同和地区や同和地区住民に対する偏見や差別意識が残っており、現実に同和地区や同和地区住民を中傷する類の差別事象も数多く発生している状況であることから、経営指導員等が同和地区住民と同様に差別や偏見の対象となるおそれがある。

こうしたことから、誰が経営指導員等であるかを容易に特定することができる個人情報取扱いの扱いは、人権擁護の観点からも慎重な配慮が必要であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

また、俸給額及び諸手当の額については、補助金のみによって構成されるものでなく、商工会議所等の独自の給与体系に基づき定められているものであり、一般に誰もが知り得るものではなく、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

## 第 6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第 5 条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

### 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件情報が条例第 5 条第 1 号に該当すると説明するので、これについて検討し、判断する。

#### (1) 請求対象情報について

本件公文書は、実施機関が、平成 8 年度に、商工会及び商工会議所等に対し、経営改善普及事業及び商工会指導事業に要する経費について交付する補助金に係る公文書であり、そのうち、請求対象情報が記載されている部分として、商工会議所等が経営指導員等を設置して行う同和対策対象地域の小規模事業者に対する経営改善普及事業に関する部分を特定したことが認められる。

これには、経営指導員等の氏名、生年月日（年齢）、設置年月日並びに個人別の俸給、諸手当の額及び諸手当変更の理由などが記録されている。

#### (2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常

他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

「個人が特定され得る」とは、個人が明らかに特定される場合のもとより、個人が特定される可能性がある場合をいう。

氏名等のように個人が直接特定できるような情報はもとより、他の情報と組み合わせることにより特定される情報も条例第5条第1号に該当する情報である。

「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」とは、他人に知られたくないと望むことが社会通念上正当であることをいう。

すなわち、情報をプライバシー保護の対象として単にそれ自体で考えるのではなく、その情報の性質を個別具体的に検討し、原則公開の理念のもと、公開されることにより得られる利益を犠牲にしてまでも、保護されるべき情報であるか否かが検討されなければならない。

請求対象情報は、経営指導員等の氏名、生年月日（年齢）、設置年月日及び諸手当変更の理由（以下「氏名等」という。）の部分並びに個人別の俸給及び諸手当の額（以下「金額等」という。）の部分に大別できる。

これらは、同じ個人情報であっても、情報の性質が異なると考えられるため、以下、場合を分けて検討することとする。

## ア 氏名等の部分について

### (ア) 経営指導員等の氏名がわかる部分について

経営指導員等の氏名は個人に関する情報であり、個人が特定され得るものであると認められるので、これが通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるかどうかについて検討する。

異議申立人は、経営指導員等に関する情報は、極めて公的性格の強い団体の、公的性格の強い業務に係る情報であり、私的領域に含まれるものではなく、条例第5条第1号の個人情報には含まれないと主張する。

確かに、公務員の公務遂行に関する情報と同様、私人である経営指導員等に関する情報であっても、その設置趣旨、公金支出の状況などから府の公務遂行の一端を担う場合には「通常他人に知られたくないと望むことが正当である」事情は、基本的には存在しないといってよい。

しかしながら、そのような情報であったとしても、公開することにより、個人の私生活上の平穩を不当に侵害するおそれがある

場合など、特段の事情が存在する場合には、プライバシーとしての要保護性が公開要請を上回るものとする。

そこで、当該情報を検討するに、経営指導員等は、同和問題に理解や熱意を持っていること、同和地区の小規模事業者の信頼を受け得る人材であること等を考慮して選任され、同和地区の商工業者の多くが零細業者であるがゆえに民生対策的相談にも対応する業務を行っている。

そのような業務の特質から、経営指導員等は、関係制度に熟知しているのはもちろんのこと、地域の特質を熟知していることが必要とされている。

また、同和地区出身者に対する社会的差別の解消は、年来の重要な行政課題であったが、行政又は民間の諸氏の努力の結果、一定程度の問題解決の前進がみられ、とりわけ経済的な条件の改善には一定の進歩があったと評価されているところである。

しかし、京都府の平成5年度同和地区実態把握等調査「人権と同和問題についての府民意識調査」の結果にもあるように、同和地区出身者に対する差別事象は、なお存在し、人の心の中における差別の完全な解消の困難さについても指摘されているところである。

このように、とりわけ心理的差別を中心として、なお差別が解消されていないという現況においては、情報を公開することにより、新たな心理的差別事象を起こさないように十分な配慮をすることもまた重要なことである。

前述したとおり、経営指導員等は、その業務の特殊性から、地域の特質を熟知していることなどが選任要件となっており、同和地区との密接、特別な関係をもった仕事に従事しているということなどから、経営指導員等であることが、新たな心理的差別に直面するといった事態を引き起こすおそれがあるといえる。

したがって、当該情報は、公開することにより、個人の私生活上の平穩を不当に侵害する行為につながるおそれがあることから、これを保護しようとすることも、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしようとする条例の精神に反するものではない。

よって、経営指導員等の氏名は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

(イ) 経営指導員等の生年月日（年齢）、設置年月日及び諸手当変更の理由について

実施機関は、生年月日、設置年月日及び諸手当変更の理由は、個人を特定し得る情報であると主張するので、この点について検



討する。

生年月日（年齢）については、外形的には明らかでないが、他の情報と組み合わせることにより、個人が特定され得る可能性がある。

また、商工会議所等に経営指導員等として任命された年月日である設置年月日及び諸手当変更の理由中の転居月については、外形的に個人が特定され得る情報であることが認められる。

次に、異議申立人は、経営指導員等に係る生年月日、設置年月日及び諸手当変更の理由については、極めて公的性格の強い団体の、公的性格の強い業務に係る情報であるため、「通常他人に知られたくない」とは認められないと主張するので、この点につき検討する。

確かに、経営指導員等に係る情報は、公的性格の強い業務であることから、公開の要請が強い情報であるが、それは公費支出との関連においてであり、当該経営指導員等がいつ生まれたか、すなわち経営指導員等の生年月日（年齢）については、業務の内容あるいは補助金支出の目的には、基本的に関係のない私的な事柄であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

一方、設置年月日については、その者の年齢や勤務年月等が、また、諸手当変更の理由からは、転居月が推測され得るが、期末手当あるいは通勤手当などの補助金算定基準要素にもなっており、公開すべき要請が強い情報であることにかんがみれば、基本的には、「通常他人に知られたくない」とまでは認められないとも考えられる。

しかし、これらの情報が明らかになることにより、個人が識別される可能性がある以上、アの(ア)で検討したとおり、とりわけ心理的差別が解消されていないという現況においては、個人の私生活上の平穩を不当に侵害するおそれがあることから、「氏名」と同様、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

## イ 金額等の部分について

金額等についての情報は、商工会議所等の独自の支給基準（以下「支給基準」という。）に基づき商工会議所等から各経営指導員等へ支払われる俸給、各種手当金の支給月額及び支給年額（以下「支給月額等」という。）並びにそれらの合計額 俸給及び各種手当金ごとの財源内訳として要綱に基づき算定される経営指導員等の補助月額及び補助年額（以下「補助月額等」という。）並びにそれらの合計額 商工会議所等の自己負担額であることが認められる。

なお、補助金額の算定基準は、京都商工会議所の一般指導事業に対するもの（以下「会議所一般基準」という。）、京都府商工会連合会の一般指導事業に対するもの（以下「連合会一般基準」という。）及び商工会議所等の同和対策指導事業に対するもの（以下「同和基準」という。）の三種類に区別される。

また、補助月額等は、個人の扶養親族の構成等の個人情報から算定されるもの（以下「算定補助額」という。）及び個人情報からは算定されない定額のもの（以下「定額の補助額」という。）から成り立っている。

#### (ア) 個人が特定され得る情報について

異議申立人は、経営指導員等に係る金額等の情報は、極めて公的性格の強い団体の公的性格の強い業務に係る情報であるため、「通常他人に知られたくない」とは認められないと主張する。

しかし、当該部分を詳細に検討するに、支給基準あるいは補助金額の算定基準などと照らし合わせることにより、個人が特定され得る可能性がある情報を含んでいるものと認められる。

したがって、金額等の情報においても、個人が特定される可能性がある情報については、その者が経営指導員等であることが明らかになるため、アの(ア)で検討したとおり、とりわけ心理的差別が解消されていないという現況においては、個人の私生活上の平穩を不当に侵害するおそれがあるといえる。

そこで、以下、個人が特定される可能性がある情報（以下「個人識別可能情報」という。）が、どの範囲で認められるかについて検討することとし、個人識別可能情報については、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められると判断する。

#### (イ) 俸給及び調整手当について

俸給及び調整手当に係る支給月額等については、支給基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

しかし、俸給及び調整手当に係る補助月額等については、個人の情報とは直接関わりのない定額の補助額であり、個人識別可能情報であるとは認められない。

#### (ウ) 扶養手当について

扶養手当については、扶養親族の構成から算定するものであり、京都商工会議所からの申請書には、扶養親族構成を表す数値とともに、その支給月額等及び補助月額等が記載され、また、京都府商工会連合会からの申請書には、当該金額のみが記載されている。

扶養手当に係る支給月額等は、実際の扶養親族構成から算定されるものであり、支給基準と照らし合わせることにより、個人が

特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

また、扶養親族構成を表す数値は、それ自体が個人識別可能情報であることが認められる。

さらに、扶養手当に係る補助月額等についても、会議所一般基準においては、実際の扶養親族構成から算定されるものであり、会議所一般基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

しかし、連合会一般基準及び同和基準によれば、扶養手当に係る補助月額等は、定額の補助額と算定補助額のいずれか少ない額が補助対象経費となることから、個人の情報とは直接関わりがない定額の補助額が記載されている部分は、個人識別可能情報であるとは認められない。

#### (I) 通勤手当について

通勤手当については、公共交通機関等を利用するのか自家用車等の公共交通機関以外の手段を利用するのか又は両者を併用するのか等の実際の通勤形態により算定するものである。

通勤手当に係る支給月額等は、実際の通勤形態から算定されるものであり、支給基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

また、通勤手当に係る補助月額等についても、会議所一般基準においては、実際の通勤形態から算定されるものであり、会議所一般基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

しかし、連合会一般基準及び同和基準によれば、通勤手当に係る補助月額等は、定額の補助額と算定補助額のいずれか少ない額が補助対象経費となることから、個人の情報とは直接関わりがない定額の補助額が記載されている部分は個人識別可能情報であるとは認められない。

#### (イ) 住居手当について

住居手当については、持家か借家かにより区別され、借家である場合は、家賃の金額により算定するものであり、京都商工会議所からの申請書には、居住形態を表す情報とともに、その支給月額等及び補助月額等が記載され、京都府商工会連合会からの申請書は当該金額のみが記載されている。

住居手当に係る支給月額等は、実際の居住形態から算定されるものであり、支給基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

また、居住形態を表す情報は、それ自体が個人識別可能情報であることが認められる。

さらに、住居手当に係る補助月額等についても、会議所一般基準においては、実際の居住形態から算定されるものであり、会議

所一般基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

しかし、連合会一般基準及び同和基準によれば、住居手当に係る補助月額等は、定額の補助額と算定補助額のいずれか少ない額が補助対象経費となることから、個人の情報とは直接関わりがない定額の補助額が記載されている部分は、個人識別可能情報であるとは認められない。

#### (カ) 期末手当について

期末手当については、俸給、扶養手当及び調整手当のそれぞれの月額を加えた額に、当該経営指導員等が補助対象となった日より、一定の率を乗じて算定するものである。

期末手当に係る支給月額等については、支給基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

期末手当に係る補助月額等については、定額の補助額である俸給及び調整手当と算定補助額である扶養手当から構成されていることから、期末手当に係る補助月額を明らかにすることにより、扶養手当に係る補助月額が明らかになる。

したがって、イの(ウ)で判断したとおり、扶養手当に係る補助月額等が個人識別可能情報であると認められる部分については、期末手当に係る補助月額等についても、個人識別情報であると認められる。

しかし、連合会一般基準及び同和基準によれば、扶養手当の算入すべき額は、定額の補助額と算定補助額のいずれか少ない額とされていることから、定額の補助額が記載されている部分があり、それらについては、個人識別可能情報であるとは認められない。

また、期末手当の加算措置分に係る補助月額については、定額補助額である俸給及び調整手当の月額を加えた額に一定率を乗じて算定するものであることから、個人識別可能情報であるとは認められない。

#### (キ) その他の手当について

超過勤務手当、福利厚生費及び指導手当に係る支給月額等については、商工会議所等の支給基準に基づき算定されるものであり、支給基準と照らし合わせることにより、個人が特定され得ることから、個人識別可能情報であると認められる。

超過勤務手当、福利厚生費及び指導手当に係る補助月額等については、定額の補助額であることから、個人識別可能情報であるとは認められない。

なお、京都商工会議所に係る寒冷地手当については、そもそも支給月額等及び補助月額等が支給されていないことから、個人識別可能情報であるとは認められない。

(ク) その他の部分について

経営指導員等ごとの個別の額を集計した計欄の部分（年額などの個別の月額を推定し得る小計は除く。）については、個人識別可能情報を集計したものであっても、その集計額から個人が識別され得ることはない。

しかし、個人識別可能情報を集計した計欄の対象者が一人である場合には、当該計欄の部分は個人識別可能情報であると認められる。

また、商工会議所等の自己負担額についても、通常、単独で個人が特定され得ることはないと考えるが、自己負担額に補助月額等を加算することにより、支給月額等が明らかになる場合には、当該自己負担額は、個人識別可能情報であると認められる。

### 3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

公文書名	公開すべき部分
<p>平成8年度京都府小規模事業指導費補助金に係る補助事業の変更承認及び支出について (第1回変更交付決定)</p>	<p>金額等の部分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 俸給、調整手当、期末手当のうち加算措置分、超過勤務手当、福利厚生費及び指導手当の補助月額等</li> </ul>
<p>平成8年度京都府小規模事業指導費補助金最終変更交付決定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養手当、通勤手当及び住居手当のうち定額の補助額が記載されている部分</li> </ul>
<p>平成8年度京都府小規模事業指導費補助金の額の確定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営指導員等ごとの個別の額を集計した計欄の部分(年額等の個別の月額を推定し得る小計及び対象者が一人であるため当該計欄から個人を特定し得る部分を除く。)</li> <li>・ 商工会議所等の自己負担額(支給月額等の情報を推測し得る部分を除く。)</li> </ul>

別紙

公文書の件名	決定	非公開部分
平成8年度京都府小規模事業指導費補助金の配分内示について(第1次配分)	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の印影(5条1号及び7号)</li> </ul>
平成8年度京都府小規模事業指導費補助金に係る補助事業の変更交付承認及び支出について(第1回変更交付決定)	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の印影(5条1号及び7号)</li> <li>・法人の印影(5条3号及び7号)</li> <li>・経営指導員等の氏名、生年月日(年齢)、設置年月日、個人を特定し得る俸給及び諸手当の額(5条1号)</li> </ul>
平成8年度京都府小規模事業指導費補助金最終変更交付決定について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の印影(5条1号及び7号)</li> <li>・法人の印影(5条3号及び7号)</li> <li>・経営指導員等の氏名、生年月日(年齢)、設置年月日、個人を特定し得る俸給、諸手当の額及び諸手当変更の理由(5条1号)</li> </ul>
平成8年度京都府小規模事業指導費補助金の額の確定について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の印影(5条1号及び7号)</li> <li>・法人の印影(5条3号及び7号)</li> <li>・経営指導員等の氏名、生年月日(年齢)、設置年月日、個人を特定し得る俸給及び諸手当の額(5条1号)</li> </ul>